

平成26年度第3回習志野市環境審議会

- 開催日時：平成27年2月2日（月）13時30分～15時00分
- 会場：習志野市役所 消防庁舎 4階会議室
- 審議会委員：戎野棟一（会長）、宮内一夫（副会長）、央重則、五明美智男、村上和仁、稲葉美佐子、田村裕子、時田尚敏、中村元英、浅田和子、長島寿美子
(欠席7名：伊藤寛、西廣淳、永井香織、高橋岩仁、鈴木とし江、吉野綾子、佐藤佐知子)
- 執行部：環境部長、環境部技監(クリーンセンター所長)、環境部次長、環境部副技監(環境保全課長)、環境政策課長、クリーン推進課長、公園緑地課長、環境部主幹(クリーン推進課)、クリーン推進課係長、公園緑地課係長、公園緑地課副主査、環境政策課係長
株式会社ライフ計画事務所 2名
(事務局：環境政策課係長、環境政策課主事補)

○次第

1. 開会
2. 市長あいさつ
3. 諮問事項
 1. 習志野市緑の基本計画の改定について(諮問)
4. 報告事項
 1. 習志野市環境保全条例の一部改正について
 2. し尿等に関する市川市への処理委託について
5. 閉会

開 会

【会長】 平成26年度第3回習志野市環境審議会を開会します。本日は、入試の関係で西廣委員、永井委員、高橋委員が欠席、また、鈴木委員、佐藤委員、伊藤委員、吉野委員の4名の方が欠席であります。11名出席、総人数18名の過半数を超えており、本審議会は成立しています。

傍聴受け入れ

【会長】 本審議会は公開であります、本日傍聴人はいますか。

【環境政策課長】 おりません。

【会長】 では、傍聴人無しで始めます。本日は諮問事項が1件と、報告事項が2件あります。本日諮問事項である「習志野市緑の基本計画」の改定にあたり、業務委託している株式会社ライフ計画事務所の担当者がオブザーバーとして出席させていただいておりますのでご了承ください。

市長挨拶

【会長】 それでは会議に先立ち、宮本市長から御挨拶を申し上げます。

【宮本市長】 皆様こんにちは。本日は平成26年度第3回習志野市環境審議会に、公私、皆様大変お忙しい中、そして、大変寒い中本会場までお越しいただき、誠にありがとうございます。また、日頃から皆様に大変お世話になっておりますことを、心から御礼を申し上げます。平成26年は、習志野市制60周年にあたり、皆様に大変盛り上げていただきました。平成27年に移り、あっという間に1か月が過ぎて、今日は2月2日でございます。最近是真冬の寒さが続いており、インフルエンザをはじめ、風邪等、ウイルス性の病気等が流行っているようでございますので、皆様におかれましてもくれぐれもご自愛ください。

さて本日は、習志野市緑の基本計画の改定について諮問させていただきます。後ほど詳しい説明をさせますが、概要といたしましては、近年の都市開発等により、いわゆる緑という位置づけであるその土地等に様々な変化がございます。計画に、それをしっかりと反映をさせるという改定でございます。逆に言いますと、本市の様相が変化したということでもございまして、この基本計画の改定を通じて、本市の都市の変遷というものを同時に感じていただくことができるところでございます。その他、条例の改正、そして、し尿等に関する処理委託について報告をさせていただきます。どうか皆様におかれましては、慎重なご審議のうえ、答申いただきますようお願い申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

【会長】 どうもありがとうございました。

議事録署名委員の指名

【会長】 それでは、会議の議事録署名委員を決めさせていただきます。会長、副会長を除いて、順番に決めておりますが、今回は五明委員と浅田委員にお願いします。

諮 問 事 項

1. 習志野市緑の基本計画の改定について

【会長】 それでは、議事に入ります。諮問事項について、習志野市長より説明、諮問をお願いいたします。

【宮本市長】 それでは諮問させていただきます。諮問 習志野市環境審議会会長 戎野棟一様 都市緑地法第4条第4項の規定に基づき、習志野市緑の基本計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。平成27年2月2日 習志野市長 宮本泰介。

【会長】 それでは、担当の課長より、諮問事項の内容について説明をしていただきますが、ここで、宮本市長は所用があつて退席されます。

【宮本市長】 よろしくをお願いいたします。

【会長】 それでは、公園緑地課長より説明をお願いします。

[公園緑地課長より「習志野市緑の基本計画」の改定の概要について、配布資料に基づき説明]

【会長】 今の概要について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

【副会長】 資料の2枚目の右側の下の写真が2枚、平成17年と平成26年のものがありますが、どこの変化ですか。例えば習志野警察の近くとか場所を具体的に教えてほしい。

【公園緑地課長】 今ご指摘いただいた場所は、現在の習志野警察署の前、ハミングロードの北側の部分、鷺沼台と藤崎にかけた場所です。マラソン道路からすぐ北側は、住宅地がかなり広がっている状況です。

【会長】 現況に合わせて目標を変えられるというのは、ある意味では仕方のないことではありますが、ただ第2次目標だとか長期目標という、現行よりもかなり緑地や公園が広がっていくという計画になっているが、それは具体性がどの程度あるのですか。

【公園緑地課長】 公園配置計画図は、お手元の改定版の56頁に、改めて都市公園配置計画図に織り込んでいます。先ほどの2枚目は現行の計画であり、改定版の中に新たな公園の配置計画図があります。公園の整備は、宅地開発が進む中で、いわゆる開発行為に伴う提供公園により公園の数的には増えています。しかし開発に伴う公園は、実際面積的に小さい公園であるため、数は増えても面積的にはあまり増加していないという状況です。また、先ほどご説明した総合公園につきましても、やはり宅地開発が進行しているため、面積が、28haから18haという数字的なものは、減少という予想をしています。以上です。

【会長】 よくわかるが、結局この審議会で目標を立てたとして、例えば市街化調整

区域が外れて宅地化される時に、どの程度公園が確保できるのかということは、ある程度織り込み済みでしょうか。

【公園緑地課長】 市街化調整区域から市街化区域に変更により、その開発の面積や規模に応じて公園の規模や面積は変わってきます。ひとつひとつの開発の面積に応じて、例えば開発の面積の3%で公園として整備をされますので、そういう意味ではある程度把握はできていると思います。

【会長】 確かにそうですが、ただ市街化調整区域を外す時、市役所の環境部はコミットしているのですか。それとも、それとは別のところで決めるのですか。その辺りの整合性がどの程度あるのか教えてほしい。ここにいる環境部の職員はどの程度関与できるのですか。それともできないのですか。

【公園緑地課長】 市街化調整区域の変更については、都市計画審議会というものが、その中では学識経験者や様々な方が入っており、そこで協議をしていきます。まずは都市計画審議会に諮るということになります。

【会長】 そうすると、例えば我々が市長に対して答申したとします。その内容を受けて、都市計画、宅地にするにあたり、その審議会がこれだけは公園にすべきだという決定がないと、多分絵に描いた餅になってしまう可能性があります。だからその仕組みを聞きたい。市長が答申を受けて、そのことを意識して発言しないと実現しないような、そのような仕組みなのではないでしょうか。別に我々が答申するのは構いませんが、それが実効性のある案であるためには、何が必要なのかということが知りたい。

【公園緑地課長】 大変申し訳ないのですが、そのことにつきましては、担当が都市計画課になり、私も詳しくないため、的確な回答は難しいです。

【環境部長】 長期目標の年次で従前都市公園面積が190haであったが、172haとなった。これは減った分です。それでこの172haというのをどう現実的に担保するかという話だと思います。担保というのは行政でいうと、予算付けがあるということですが、我々が実施計画で予算付けをしているのは、3年にわたる実施計画であります。この緑の基本計画は平成37年までとなっておりますが、現在の緑の面積は、若干減っています。この従前の目標値としての公園面積の伸びを加味しながら、172haでも若干高いのですが、あくまでも10年間の目標として、大規模な秋津近隣公園なども含めると、目標として無理のない数字ではないかと考えます。既に中間の目標値では、若干下がっているため、公園の整備を進めていかなければなりません、現実的には無理であります。先ほど課長が申し上げたとおり、開発行為等での公園の増え方はおおよそ一定であるため、プラス我々として努力できる部分を見込んで、172haという若干甘目ですが、現実からみて可能性を追求しながら作った数字です。このため、予算的な裏付けが37年までであるのか、担保があるのかということ、現実的には担保がある部分とない部分があるということになります。

【会長】 要は宅地開発したら、開発の規模によると思いますが、一定の公園を作る

必要があるため、公園はある程度できると思われま。ただ、それで保証される規模とここで見込んでいる数字とが違っていると、その分は別途手当てしないといけなくなります。それで、市長に対して我々が答申するということは、市長がそれを受けて、その実現に努力することがある程度要請されることとなるので、別に高めの数字でも設定し、市長が了解してくれれば、それを市長の責任としてやることを我々は主張すればいい。そういうものだと理解していいでしょうか。

【環境部長】 はい。目標を掲げた以上は、我々は実施計画のレベルで、より緑の整備を多くする施策を展開していきたい。要するに、この場を緑化するか迷う場合は、より緑を多く整備できるような施策展開を環境部として進めていきます。しかしながら、まちづくりの中で、緑そのものが緑でなくなった、今回もありましたが、そういう部分があります。それは、今回は秋津近隣公園をすぐに整備することとし、芝園近隣公園を公園でなくすこととして、新たに同じ面積を別途手当てし、より整備を現実的なものにするというまちづくりを進めます。我々としては、今後もより緑を平成37年までに整備できるよう、環境行政を展開していきたいと考えます。

【会長】 逆に言うと、市の中で環境行政というのは、たぶんお金を使う方の部署になると思います。それはある程度お金を生み出すほうと比較すると、立場的にはかなり弱い立場であります。だから、極端に言えば、審議会を使って市長に圧力をかけるような案を作ってもらえばいいのではないかと私は思います。これが高めの目標であれば、その高めの目標の実現を我々が言い続ければよいのではないですか。そういう目標なのかどうかということだけ確認できれば、私は多少絵に描いた餅の部分があってもやむを得ないと考えます。

【環境部長】 それはまさに今、会長がおっしゃったように、より緑を整備するというのが我々の立場であるため、本来基本計画としては、目標値はより高いところにあるべきだと思います。実施計画そのものは、予算とリンクしていなければいけない。そういう意味で、今基本計画は若干、現実を踏まえた中で目標が高めであります。今おっしゃったように、いろいろな場面、場面で審議会の様々な意見をいただきながら、我々は市長の補助職員として、より緑を整備しやすい環境としてまいります。そして審議会の皆様のお力を借りながら、そういう環境を整えていきたいと考えます。

【会長】 審議会が出た意見の実現について強く主張していただき、この数字が妥当かどうかは別として、ある意味では我々を使っただけであればいいのではないのでしょうか。習志野市の予算規模などを頭において考えて、この程度であれば努力すれば実現可能であるというきちんとした計画を出してもらえれば、我々はそれをサポートして、市長に実現を要望する立場で話を持っていけばいいのではないかと私自身は思います。ですので、行政がやりやすいような環境を、我々はむしろ作るために議論していると私は思っていますので、この数字がそういう数字であれば、従来と比較すると多少減少したがやむを得ないということで、是非、最低限この程度実現させることを

要望するという格好で市長に答申するというのでいいのではないのでしょうか。ある程度既成事実化している部分もあるので、要は増やしていくという目標をしっかりと出して、様々な場面でそれが実現するような方向に、他の委員会も含め、宅地について話し合う場合は、緑の基本計画との整合性も含めて議論してほしい。こちらの委員会はこっちで、あっちの委員会があっちで、同じ市の中でいくつかあって、互いに全く整合性がないということでは困ると思います。こういう目標の実現を最低限強く要望しておきたいと思います。

【副会長】 都市計画審議会は何も、別にこの藤崎・鷺沼地区の10ha減らすことに何も言ってないですよ。整合性をとっているわけではないですよ。

【公園緑地課長】 都市マスタープランなど、長期計画の改正の際には、当然公園に係るものなどについては、公園緑地課へ問い合わせや確認がありますので、そういう中で、公園緑地課としては公園整備につきましても、もともと総合公園計画がありますが、開発が進行している中で、縮小せざるを得ないということでの協議をさせていただいております。

【副会長】 現実どうかということです。例えば陸上用のトラックを作るからという発想からじゃないってことですよ。ここは、陸上競技場を作る予定地です。

【環境部長】 総合公園です。

【副会長】 計画立ててから何十年経っているかわからないが。全然世にも出てこない話がありますが、そこを削っちゃうという話です。本当に真剣にやらなければいけない話です、本当は。

【A委員】 ちょっといいですか。

【会長】 どうぞ。

【A委員】 私たまたま近くに住んでいて思うのですが、特にこの総合公園のプランで、先ほど会長がおっしゃったように、計画としてはそうだと思います。別にそうなのですが、現実には計画が「これでいいです、パチパチ。」だとあまりにも審議する必要はないわけで、現実にはこの航空写真でもすごく、宅地化が進んでいて、本気で緑地を増やし、緑を増やすようなことを考えるのであれば、増えるどころか現状をどう守っていくかというレベルだと思います。この森林公園の近くは、子供達が、私もよく散歩したりするコースですが、子供達が稲を刈るなど学校での活動もあります。そういう活用も踏まえて考えるのであれば、先ほどおっしゃったように、審議会としても、ここの分野ではなく、法的な、違う所轄であると思いますが、そういうものも考えていかないと守れないくらいのレベルかなと思います。近隣でも、1件の家が建てば、小さな家が2件、3件建ち、この中の家木も緑の一部としていました。外国では、遺産を守るために、屋根の色を統一したり、植える木を決めたりします。そのくらい意識して守らないと、守れないという現状もあります。もう少し具体的なものを、条例の制定や、どういう法律などと繋がればもっと守れるとか、そういう視点も持つべき

であると思います。現実に28haから18ha、約30haと20haと考えれば、かなり減らすわけで、それでも総合公園とすると、非常に違和感があります。現実に森林公園の周りは随分と浸食されている。そうした民的な開発をするならば、付加や条件をつける。農地を手放さざるを得ないとか、税金の問題とか様々なご事情があると思いますが、市としての優先順位で考えて、市の強い方針があるならば、積極的に法整備をすることに繋がっていかないと、政策上の強い方針を示していかないと、ただ見ていだけになってしまうのではないかと非常に危機感を感じました。計画そのものは理解できますが、果たしてどのくらい実行可能なのか、何らかの縛りなりを与えないともう厳しいのではないかとこのことを市民としては思います。

【会長】 要はいかに実行可能な数字にするかが問題で、単に目標だから下回るのはやむを得ないというのではなく、この目標をいかに実現するかとかいうこと。そういう開発がある場合は、この数字との整合性を常に考えていただくということを条件というか、一言入れておきたいと思います。一応その市長に対して答申した以上は、市長にも答申を尊重していただくということがなければ、審議会はやっても意味がないものになってしまうので、我々としては、答申する以上は、この案について最大限実現に向けて努力していただくということを条件として付けたいと思います。

【環境部長】 今会長がおっしゃったような、付帯意見をつけて答申をいただくことはあってしかるべきだと思います。

【会長】 ではよろしいですか。この目標はある程度高い目標だという、現行を踏まえた高い目標であるので、これが実現するように最大限の努力をしていただくということを市長にお願いするということで答申をします。よろしいですか。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

【会長】 ではこの1番目の議題で、文章については私のほうで取りまとめて、今申し上げた趣旨の内容を盛り込みますのでよろしくお願いします。

報 告 事 項

1. 習志野市環境保全条例の一部改正について

【会長】 それでは報告事項に移ります。最初の報告事項をお願いします。

[環境保全課長より「習志野市環境保全条例」の一部改正について配布資料に基づき報告]

【会長】 今の説明に対して、何かご質問ありますでしょうか。

【会長】 特にないようなので、次の報告をお願いします。

2. し尿等に関する市川市への処理委託について

[クリーン推進課長より、し尿等に関する市川市への処理委託について配布資料に基づき報告]

【会長】 何かご質問はありますか。ちょっといいですか。これ、5年ごとの更新ですが、更新する1年前に協議するとか何か継続に関する条項を盛り込まなくて大丈夫なのですか。

【クリーン推進課長】 基本協定の中にその条項を盛り込んでおります。1年前には、協議するという事になっております。

【会長】 他に何かご質問ありませんか。

【副会長】 はい。

【会長】 どうぞ。

【副会長】 処理単価についてはここに記載のとおりですが、市川に持って行くとなると、市川に持っていく分の輸送費やその他の経費がかかると思います。また、船橋市清美公社にし尿の収集・運搬を依頼しており、何年か後には作業車を1台減らせるのではないかと指摘しましたが、減らせなくなってしまうのではないかと。確かに処理単価は、1万7千円から1万2千円台に変更にはなりますが、運搬はどういう状況になるのかご説明ください。

【クリーン推進課長】 し尿の収集・運搬の委託料に関しては、平成26年度の予算は、3,639万6千円。平成27年度予算では、3,650万4千円で、10万8千円程度の増となるとは見ておりますが、処理単価等を比較した時には補えるのではないかと考えております。

【副会長】 それから、作業車の台数を減らすというのはどうなっているのか。

【クリーン推進課長】 台数に関しましては、26年度と同様の台数ということを考えております。

【副会長】 何年度くらいまでですか。

【クリーン推進課長】 一応、27年度分だけはそのように考えております。28年度以降については様子を見て、処理量がどうなっていくかということも考えながら検討していきたいと思っております。

【副会長】 前の審議会でも、2台で収集していて、1台減らすということで、説明がありました。例えば、2台で収集しているのを仮に1台に減らして行うとしたらどのくらいの差異が出るのか。そういうことをきちっと算出してくれないと。きちんとした数値じゃないわけですね。処理費用だけが経費ではないわけだから。し尿処理全体の経費がどういうふうになるのか、今現在、し尿の処理は習志野市自らがしているものの、収集・運搬については船橋市清美公社にお願いしているとか。収集・運搬の委託は、随意契約ですか。

【クリーン推進課長】　そうです。

【副会長】　随意契約がどう変化するのかなど全貌を示してほしい。ただ1万7千円と1万2千円で、だから「こんなに安い」みたいなイメージを与えるだけでは困ります。今こういう全体の費用が掛かっている、今後はこのくらいの費用がかかると予想されますというふうにはきちんと言ってもらいたい。協議中だから、細かい部分は別にしても、粗々決まりつつあるのなら、その辺のことが示されないと。我々市民にとってどのような状況になっていくのかというのがわからないのでは報告にならない。

【クリーン推進課長】　この場では整理しておりませんので、整理しておくようにいたします。

【B委員】　今、輸送の話、26年度が3,639万6千円と。27年度多分市川に行った場合の話だと思いますが、50万の差だからほとんど変わらない。3,650万円。距離が長くなるのに、今ガソリン代も安くなったとはいえ、変わらないということはどういうことなのかよくわからない。市内で収集するのと市川市に持って行くのとでは距離が違う。あるいは、量が減少しているため、そういう部分での差引きもあり、この数字になったのかなど、そこを教えてください。

【クリーンセンター所長】　クリーンセンター施設課で、し尿の収集・運搬委託を担当しています。確かに市川に行けば距離が5キロくらい伸びます。今回、いろいろと設計根拠等を見直す中で積算をし直しております。もう一つ、財政的な部分もあり、過去に調整額という形で示されましたけど、結果的に来年度は今年度とほぼ同額という形になった。実質距離が伸びることによって、輸送費というのは上がりますが、一部、設計積算の見直し、及び財政的な理由から、現状でやるという結果になっています。

【B委員】　運搬するのが、今調整と言われたが、市内であれ、どこであれ毎年変わらない話である。距離が伸びるだけが違うと思うが、ただ汲み取るだけで全て同じなはずである。距離が伸びるわけじゃない、何回ピストン輸送するか、今の話だと、かつて整理すればもっと安くなったのではないかと。責めるつもりはないから、それは誤解しないで聞いてください。だけど、そういう話で簡単に抑えられるならば、もっとお金がかからずに済んだのではないかと思う。確かに下水道の整備が進んでいるから大分収集量減ってきていると、ここに書いてありますが、今年度も災害がないかぎり、減り続けているという何か根拠があればいいが。よくわからない。

【クリーンセンター所長】　そういった意味で長期的な展望ということについては、正直若干欠けていた部分がございます。27年度は、今言ったようにほぼ同額、これはあくまでも市の全体という部分もありますし、それで全てというわけではないのですが、ただ、今まで皆さんがおっしゃられたように、今後収集量が減っていきます。そういった中で、その配車の見直し等があれば、見直していく必要があると考えております。この場では今後どうするかお答えできませんが、それについては今後、検討

を進めてまいりたいと考えております。

【副会長】 ちょっといいですか。

【会長】 はい。どうぞ。

【副会長】 確かに車が1.3台で済むところを1.3台というのはいりえない。だから2台になってしまう。例えば市川に行って、現状の2台で済んでしまうのか数字ではっきりと示してください。ただ単に50万円くらいしか上がりませんでは。なんで50万円しか変わらないのか。

【B委員】 10万円です。

【副会長】 10万円。だから5万円、10万円の違いで、何故収まるのか、以前から議論しているから書いてあるわけで、それはある程度見えるが、今回はそれをちゃんと計算しているはずだから、それを出してください。そうすれば、納得できます。あと2、3年後には、実際は1台で済む。それを、2台を維持しなければならないということになれば、現状は高くなってしまふ。そうすると、本当は10万円では済まない。だから二通りの計算をしていただかなければ本当はいけない。多分この数字だけを見ると、確かに何か5千円も安くなるから、すごくいいと印象づけられて、あとわからない。資料を出してください。あと2か月もすれば契約して、ちゃんとしているわけだから。お願いします。

【会長】 それでは資料の提出をお願いします。

閉 会

【会長】 それでは、これで本審議会を終了します。答申案については、こちらで協議し、文章を作成して、市長に答申しますのでご了承ください。本日はどうもご苦勞様でした。(了)